

橋本・伊都地域ロゴマーク及びポスターデザイン制作業務に係る仕様書

1 業務名

橋本・伊都地域ロゴマーク及びポスターデザイン制作業務

2 業務目的

橋本・伊都地域（橋本市、かつらぎ町、九度山町、高野町）が持つ地域の観光資源や地域特色の認知度向上、旅行者や地域住民に、興味や親しみをもってもらうとともに当該地域の魅力を広範囲にPRし、来訪意欲を高めることを目的として、ロゴマーク及び観光ポスターのデザインを制作する。

3 契約期間

契約締結日から令和7年6月20日（金）まで

4 業務内容

（1）ロゴマーク制作業務

ア 橋本・伊都地域の各市町が持つ観光資源や地域特色（別添 参考資料が地域特色の例）を踏まえた内容とし、見る人がわかりやすいようシンプルなデザインとする。

イ 法被、ポスターなど各種観光PR用資材及びSNSアイコン、WEBバナーへの活用を念頭に作成の上、応用性が高いものとする。

ウ 完成品は「(a) シンボルマーク」、「(b) ロゴタイプ」及び「(c) ロゴマーク」を制作する。

エ (b) ロゴタイプ及び(c) ロゴマークには、必ず「橋本・伊都」を含んだデザインで作成する。なお、文字の表記に関しては、漢字、平仮名、片仮名、英語表記のいずれでも可とする。

オ (a) シンボルマーク及び(b) ロゴタイプは、上下又は左右に並べて使用することができるものとする。

カ (c) ロゴマークをそれぞれ1事業者につき2案までを上限として提案するとともに、そのコンセプトの説明を付記すること。また、それぞれのカラー版及びモノクロ版を図示すること。

キ デザインはオリジナルの未発表作品とし、第三者の著作権や商標、その他の権利を一切侵害しないものであること。

ク 最終デザインは、橋本・伊都広域観光協議会事務局と十分協議のうえ、決定するものとする。

（2）ポスター制作業務

ア 求めるデザイン等の要件

- (ア) 橋本・伊都地域の各市町が持つ地域特性(別添 参考資料が地域特性の例)を踏まえ、橋本・伊都地域で撮影した写真やイラストを効果的に挿入し、当地域へ来訪意欲が高まるようなデザインとすること。
- (イ) メッセージ性かつ話題性のあるキャッチコピーをつけること。
- (ウ) 年間を通して様々な場面で観光PRに使用することを考慮したデザインとすること。
- (エ) メインターゲット層は、橋本・伊都地域外の20代から40代女性とすること。
- (オ) ポスターの印刷サイズは規格B2(縦)を想定している。
- (カ) 1事業者につき2案までを上限として提案するとともに、そのコンセプトの説明を付記すること。
- (キ) 最終デザインは、橋本・伊都広域観光協議会事務局と十分協議のうえ、決定するものとする。

イ 記載必要事項

- (ア) 橋本・伊都広域観光協議会(事務局(和歌山県伊都振興局地域づくり課)、電話番号、協議会のポータルサイトのQRコードを掲載すること。
- (イ) 各自治体名及び担当部署、電話番号、各自治体のホームページのQRコードを掲載すること。
- (ウ) 「4 業務内容 (1) ロゴマーク制作業務」で制作した橋本・伊都広域観光協議会ロゴマークを掲載すること。

ウ その他

使用する橋本・伊都地域で撮影した写真又はイラスト等は原則すべて提案者が準備すること。提案者が所有する写真及びイラスト、フリー素材等を使用することは差し支えない。

5 成果物の納品

(1) 納品方法

ロゴマーク及びポスターの完成デザインデータ(ロゴマークデザインはカラー版、モノクロ版及び単色版)をPDF形式、JPEG形式、AI形式のデータにより橋本・伊都広域観光協議会事務局あて提出すること。

(2) 納品場所

橋本・伊都広域観光協議会事務局
(伊都振興局地域づくり部地域づくり課内)

6 著作権に関する事項

- (1) 納品された成果品の所有権及び著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む)、利用権については、橋本・伊都広域観光協議会に帰属するもの

とする。なお、納品された成果品に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じた場合は、事務局側の責めに帰すべき事由による場合を除き、受託者側の責任と負担により処理・解決を行うとともに、橋本・伊都広域観光協議会に損害が生じた場合には、その損害を賠償しなければならないこととする。

(2) 橋本・伊都広域観光協議会は、納品された成果品を期間の制限なく、無償で、ポスター、パンフレットをはじめ、インターネットやSNS、TV番組等のあらゆる媒体、手段、方法により公表（公開、放送等）及び使用することができるものとする。

(3) 納品された成果品については、橋本・伊都広域観光協議会が認めた第三者が、橋本・伊都地域の魅力を広く紹介・PRすることを目的とした場合には、二次使用を認めることとする。

7 その他

(1) 業務の実施にあたっては、橋本・伊都広域観光協議会事務局と必要な協議及び打ち合わせを十分行い、業務を進めるものとする。

(2) 業務完了後に、受託者側の責めに帰すべき事由による納品された成果品の不良箇所があった場合、受託者は速やかに必要な訂正や補足等の措置を行うものとし、これらに係る経費については受託者側が負担するものとする。

(3) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて橋本・伊都広域観光協議会事務局と協議を行うものとする。